

# EUのデータ活用制度枠組について

2024年12月26日

生貝直人 博士（社会情報学）  
一橋大学大学院法学研究科教授

# 欧州データ戦略とEUデータ法

(Regulation on harmonised rules on fair access to and use of data (Data Act))

- 1. 欧州委員会は、2020年2月の「欧州データ戦略」に基づき、2022年2月に「データ法 (Data Act)」案を提案、2023年12月成立。同法は、個人・非個人データの両方につき、知的財産法や個人データ保護法などのデータの法的保護と整合する形で、B2C/B2B/B2Gの関係性ごとにデータへのアクセスを法的に強化し、より多くのデータを社会全体で活用可能にすることを目的とする。
- 2. また、同戦略に基づき2020年に提案され2022年に成立した「データガバナンス法」は、日本で言う情報銀行やデータ取引市場等の「データ仲介サービス」の規律枠組を設けることでその信頼性を強化し、データ流通基盤の確立を主目的とする。
- 3. これらはデータ活用法制の基盤法制としての側面も持ち、データスペース構想に合わせた、分野ごとのデータスペース法案（健康・医療、自動車等）が予定されている。

データは、街灯や景色と同じように、非競合財である。多くの人が同時にアクセスでき、品質に影響を与えることなく、また供給が枯渇するリスクを負うことなく、何度でも繰り返し消費することができる。データ量は増加の一途をたどり、2018年には33ゼタバイト、2025年には175ゼタバイトになると予想されている。それは未開拓の可能性であり、産業データの80%は利用されていない。データ法は、データが十分に利用されないことにつながる、法的、経済的、技術的な問題に対処するものである。新しいルールにより、より多くのデータが再利用できるようになり、2028年までに2,700億ユーロの追加GDPを生み出すことが期待される。 ([データ法欧州委提案文書](#))

# データ法 目次

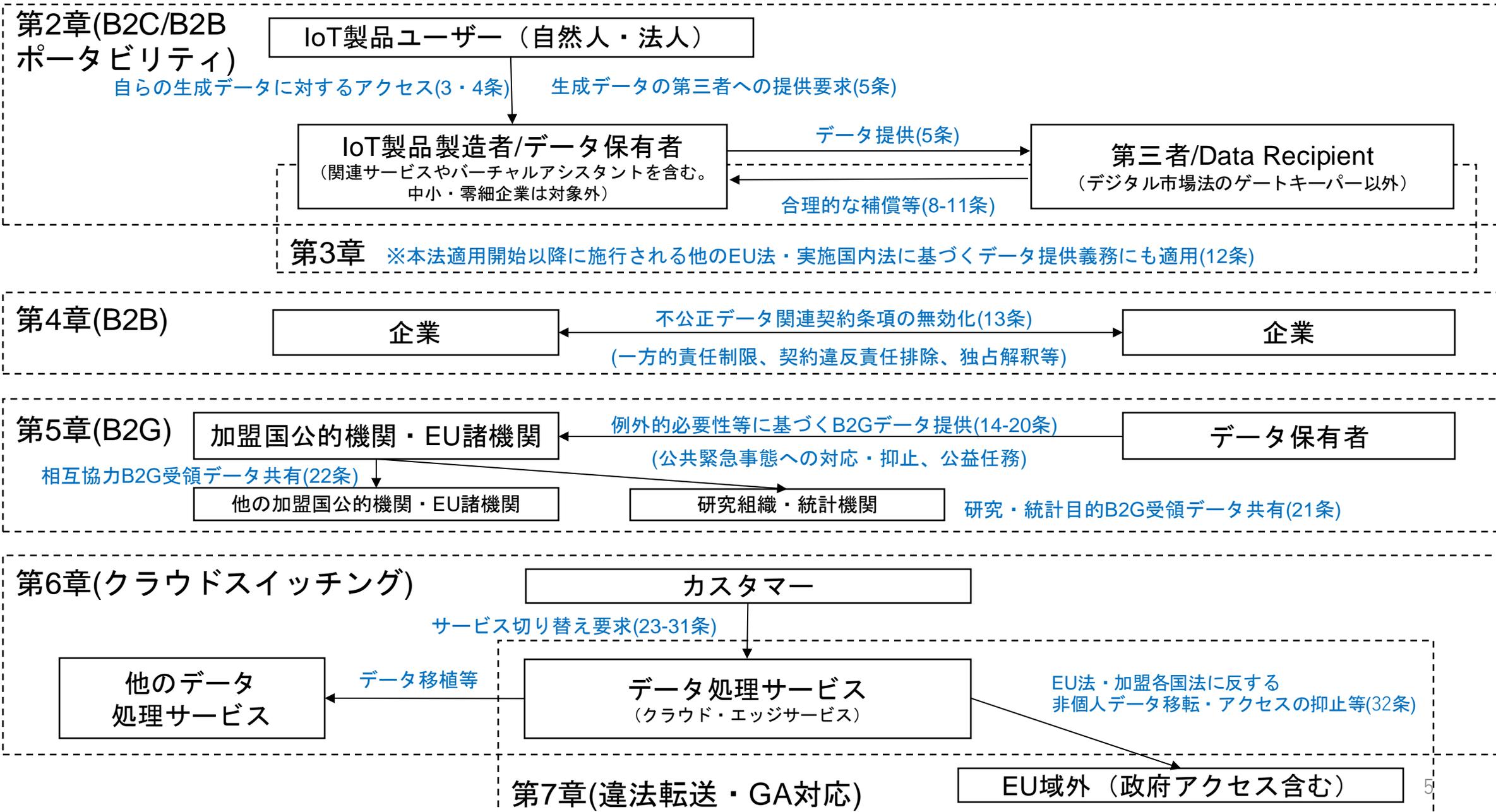
- 第1章：一般規定
- **第2章：企業と消費者、企業と企業のデータ共有【B2C/B2B】**
- **第3章：連合法に従いデータ利用可能化義務を負うデータ保有者の義務**
- **第4章：企業間のデータアクセス及び利用に関する不公正な契約条件【B2B】**
- **第5章：公共機関、欧州委員会、欧州中央銀行及び連合機関に対する例外的な必要性に基づくデータの提供【B2G】**
- **第6章：データ処理サービスのスイッチング**
- **第7章：非個人データの国際的ガバメントアクセス及び移転**
- 第8章：相互運用性
- 第9章：実施及び施行
- 第10章：指令1996/9/ECに基づく特別な権利 (sui generis rights)
- 第11章：最終規定

データ法の邦語での詳細については、生貝直人＝石川智也＝佐保優一「〔鼎談〕EUデータ法が目指す世界」ジュリスト1599号（2024年7月）等を参照。

# データ法 各章の概要 (2～7章)

- 第2・3章 (B2B・B2C) : **コネクテッドデバイスのユーザー (自然人・法人) が、デバイス生成データにアクセス可能にすること、そのデータを第三者と共有し、アフターマーケットやその他のデータに基づくサービスを提供できるよう、デバイス製造者・関連サービス提供者に対応義務を課す。** 第三者に共有されたデータはデータ生成元と直接競合して使用することは禁止され (下流での競争は制限されない)、第三者はデータ生成にかかる合理的なコストを負担する必要がある。データ保有者は、生成された非個人データをユーザーの同意無しに利用できない。
- 第4章 (B2Bデータ契約) : **データ共有契約における不公正なデータ契約の無効化。** 常に不公正とみなされる条項 (故意または重大な過失についてその条項を一方向的に課した当事者の責任を排除または制限するような条項) と、不公正と推定される条項 (契約上の義務の不履行の場合の救済措置やそれらの義務違反の場合の責任を不適切に制限するような条項、当該条項が一方向的に課された企業の責任を拡大するような条項) を規定。
- 第5章 (B2G) : 例外的な状況、特に洪水や山火事などの公共の緊急事態が発生した場合や、データが他の方法で入手できない場合に法的義務を遂行するために必要な**民間企業が保有するデータに、公共部門の組織がアクセスして利用するための措置。**
- 第6・7章 (クラウド条項) : **データ処理サービスを顧客が効果的にスイッチング** することを可能にすると共に、違法な国際データ転送や第三国政府アクセスに対する保護義務を課す。

# データ法 第2~7章の概観



# 参考：既存データアクセス・ポータビリティ法制

## • GDPR第20条

- 第1項：**データ主体は**、自身に関する個人データであって、自身が管理者に提供したものについて、構造化され、一般的に利用され、機械が読み取り可能なフォーマットで受け取る権利を有し、また、個人データが提供された管理者による妨害を受けることなく、それらのデータを別の管理者に送信する権利を有する。ただし、以下の条件を満たす場合に限り。 (…)
- 第2項：第1項に従ってデータポータビリティの権利を行使する場合、データ主体は、技術的に実行可能な場合、個人データを直接**ある管理者から別の管理者**に送信する権利を有する。

## • デジタル市場法第6条

- 第9項：ゲートキーパーは、**エンドユーザー（※自然人・法人）及びエンドユーザーにより承認された第三者に対し**、エンドユーザーの要求に応じて、関連するコアプラットフォームサービスの利用に関連してエンドユーザーが提供した、又はエンドユーザーの活動により生成されたデータの有効なポータビリティを、無償で提供しなければならない。
- 第10項：ゲートキーパーは、**ビジネスユーザー及びビジネスユーザーにより承認された第三者に対し**、ビジネスユーザー及びビジネスユーザーにより提供された製品又はサービスに関わるエンドユーザーが、関連するコアプラットフォームサービス又は関連するコアプラットフォームサービスと共に提供又はサポートするサービスを利用する際に提供又は発生する、個人データを含む集合及び非集合データへの有効、高品質、継続及びリアルタイムなアクセス及び利用を、当該要請に基づいて、無料で、当該ビジネスユーザーに提供しなければならない。

# 適用範囲

データ保有者がEU域外に拠点を置く第三者とデータを共有する義務は、データ法には存在しない。  
[Data Act explained | Shaping Europe's digital future](#)

第1条第3項 本規則は以下に適用される：

- (a) EU域内で販売される接続製品の製造業者および関連サービスの提供者；
- (b) (a)に規定する接続製品又は関連サービスのEU域内の利用者；
- (c) EU域内のデータ受領者がデータを利用できるようにするデータ保有者；
- (d) データが利用可能にされる、EU域内のデータ受領者；**
- (e) 公共の利益のために遂行される特定の任務の遂行のためにデータが例外的に必要な場合に、データ保有者にデータの利用を要請する公共部門機関、欧州委員会、欧州中央銀行およびEUの機関、ならびにかかる要請に応じてデータを提供するデータ保有者；
- (f) データ処理サービスの提供者であって、その事業所の所在地にかかわらず、EU域内の顧客に対して当該サービスを提供する者；
- (g) データスペースの参加者、スマートコントラクトを使用するアプリケーションのベンダー、および、契約締結に関連して他人のためにスマートコントラクトを展開することを業とする者。

# データ法 各章の概要（8～11章）

- 第8章（相互運用性）：各種データスペース参加者に相互運用性に求められる必須要件と、欧州委員会の実施法令や整合規格により具体化する手続きを定める他、データ共有スマートコントラクトの必須要件（停止・中断機能の確保を含む）等を規定
- 第9章（実施及び施行）：加盟国において一つ以上の所管官庁を設置、複数の所管官庁がある場合は単一の窓口となるデータコーディネーターを設置。違反罰則は各国が国内法により規定、ただし2・3・5章違反については、各国個人データ保護当局がGDPRの制裁金（世界連結売上高4%か2,000万ユーロ）を上限として罰則を課すことができる
- 第10章（データベース権の制限）：データベース指令に基づくデータベースsui generis権は、特に4条・5条（IoTデータポータビリティ）に関する限り及ばないことを規定
- 第11章（最終規定）：2028年9月までの評価・見直し、適用開始日（50条）
  - 第2章（IoTデータ条項）は、2026年9月12日以降に上市される接続製品・関連するサービスに適用
  - 第3章（水平データ補償条項）は、2025年9月12日以降に施行される、EU法またはEU法に従って採択された国内法に基づきデータを利用可能にする義務に関連して適用
  - 第4章（データ契約条項）は、2025年9月12日以降に締結される契約に適用される。2025年9月12日以前に締結された以下の契約については、2027年9月12日から適用される
    - 無期限の契約、2024年1月11日から10年以上経過している契約

## 第2章 IoTデータ条項の主な想定文脈

### 消費者と企業にとって何が必要か？

「従来の」製品を購入すると、その製品のすべての部品や付属品を手に入れることになります。しかし、データを生成する**コネクテッド製品（スマート家電やスマート産業機械など）**を購入する場合、誰がそのデータで何ができるのかが明確でないことが多くあります。あるいは、生成されたすべてのデータはメーカーが独占的に採取し、使用することが契約で定められている場合もあります。

データ法は、**データポータビリティの権利を強化**し、スマートオブジェクト、機械、デバイスを通じて生成されたデータを、異なるサービス間で容易にコピーまたは転送することで、個人と企業の両方が自分のデータをよりコントロールできるようにするものです。例えば、**自動車や機械の所有者は、その使用によって生成されたデータを保険会社と共有することを選択することができます**。また、複数のユーザーから収集されたデータは、交通や事故リスクの高い地域などに関する他のデジタルサービスの開発や改善にも役立つ可能性があります。

サービスプロバイダーとの間でデータの受け渡しが容易になるため、中小企業を含むより多くの関係者がデータエコノミーに参加するようになるでしょう。

## 第2章 IoTデータ条項の主な想定文脈

例：

アフターマーケット・サービス・プロバイダーは、サービスの改善と革新を行い、メーカーが提供する同等のサービスと対等に競争することができるようになります。したがって、**コネクテッド製品のユーザー（消費者、農家、航空会社、建設会社または建物の所有者を含む）は、より安価な修理・メンテナンス業者を選び（または自ら保守・修理を行い）、その市場で低価格化の恩恵を受けることができます。**これにより、コネクテッドプロダクトの寿命が延び、グリーンディールの目標に貢献する可能性があります。

また、産業機器の機能に関するデータを利用できるようになれば、**工場、農場、建設会社は、機械学習に基づくものも含めて、運転サイクル、生産ライン、サプライチェーン管理を最適化**できるようになります。

精密農業では、接続された機器からのデータのIoT分析により、**農家が天候、温度、水分、GPS信号などのリアルタイムデータを分析し、収穫量の最適化と増加、農場計画の改善、必要なリソースのレベルに関するスマートな意思決定方法に関する洞察を提供**することができます。

ビジネスや製造の効率化は、廃棄物、エネルギー消費、CO2排出の削減につながるはずで

## 第5章 B2Gデータ共有条項の主な想定文脈

### 政府にとってのメリットは何か？

データ法は、洪水や山火事などの公共の利益が著しく高い例外的な状況において、民間企業が保有するデータの価値を解放することを目的としています。公共部門による現在のデータアクセスメカニズムは、公共の緊急事態においては非効率的であるか、あるいは存在しないのが現状です。新しい規則により、**企業には特定のデータを提供することが義務付けられる**こととなりますが、これは重要な条件（企業が濫用された場合に強制できる条件）を満たすことが前提となります。

公共の緊急事態に対処するためにデータが必要な場合は、無料で提供されます。その他の状況、すなわち公共の緊急事態の防止や復旧、または法律で義務付けられた公益の遂行を目的とする場合は、データ保有者は補償を要求できます。これにより、特に洪水や山火事などの危機に対する効果的かつ迅速な対応など、エビデンスベースの意思決定が大幅に改善されるはずです。

例えば、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックの際には、携帯電話事業者から集約され匿名化された位置情報は、移動とウイルスの拡大の相関関係を分析する上で不可欠でした。これには、新たな感染拡大に対する早期警戒システムの通知や、危機に対処するための適切な措置の実施も含まれます。

# 分野法：欧州ヘルスデータスペース法案（EHDS）

（2022年5月、[Proposal for a Regulation on the European Health Data Space](#)）

## 第I章 一般規定

### 第II章 電子ヘルスデータの一次利用

- 第1節 一次利用のための個人電子ヘルスデータへのアクセス及び送信
- 第2節 電子ヘルスデータの一次利用のための国境を越えたインフラストラクチャ

### 第III章 EHRシステムおよびウェルネスアプリケーション

- 第1節 EHRシステムに関する一般規定
- 第2節 EHRシステムに関する事業者の義務
- 第3節 EHRシステムの適合性
- 第4節 EHR システムの市場監視
- 第5節 相互運用性に関するその他の規定

## 第IV章 電子ヘルスデータの二次利用

- 第1節 電子ヘルスデータの二次利用に関する一般条件
- 第2節 電子ヘルスデータの二次利用のためのガバナンスとメカニズム
- 第3節 電子ヘルスデータの二次利用のためのデータ許可証
- 第4節 二次利用のための電子ヘルスデータへの国境を越えたアクセス
- 第5節 ヘルスデータの二次利用のための品質と有用性

## 第V章 追加的措置

## 第VI章 欧州ガバナンス及び調整

## 第VII章 委任及びコミッティー

## 第VIII章 その他

## 第IX章 適用猶予及び最終規定 51

# その他の分野別データ法制に向けた動き

- 金融データスペース・PSD3
  - 2023年6月に金融データアクセス枠組規則、第二次改正決済サービス指令（PSD3）、決済サービス規則案の[提案が公表](#)
- 自動車データ法案
  - 2022年3月に[意見募集](#)実施。データ法におけるデータアクセス規定を、コネクテッドカー分野に特化（機能・リソース）した法制が想定
- モビリティデータスペース
  - 2023年11月に[共通欧州モビリティデータスペース](#)コミュニケーションが公表

# データガバナンス法 目次

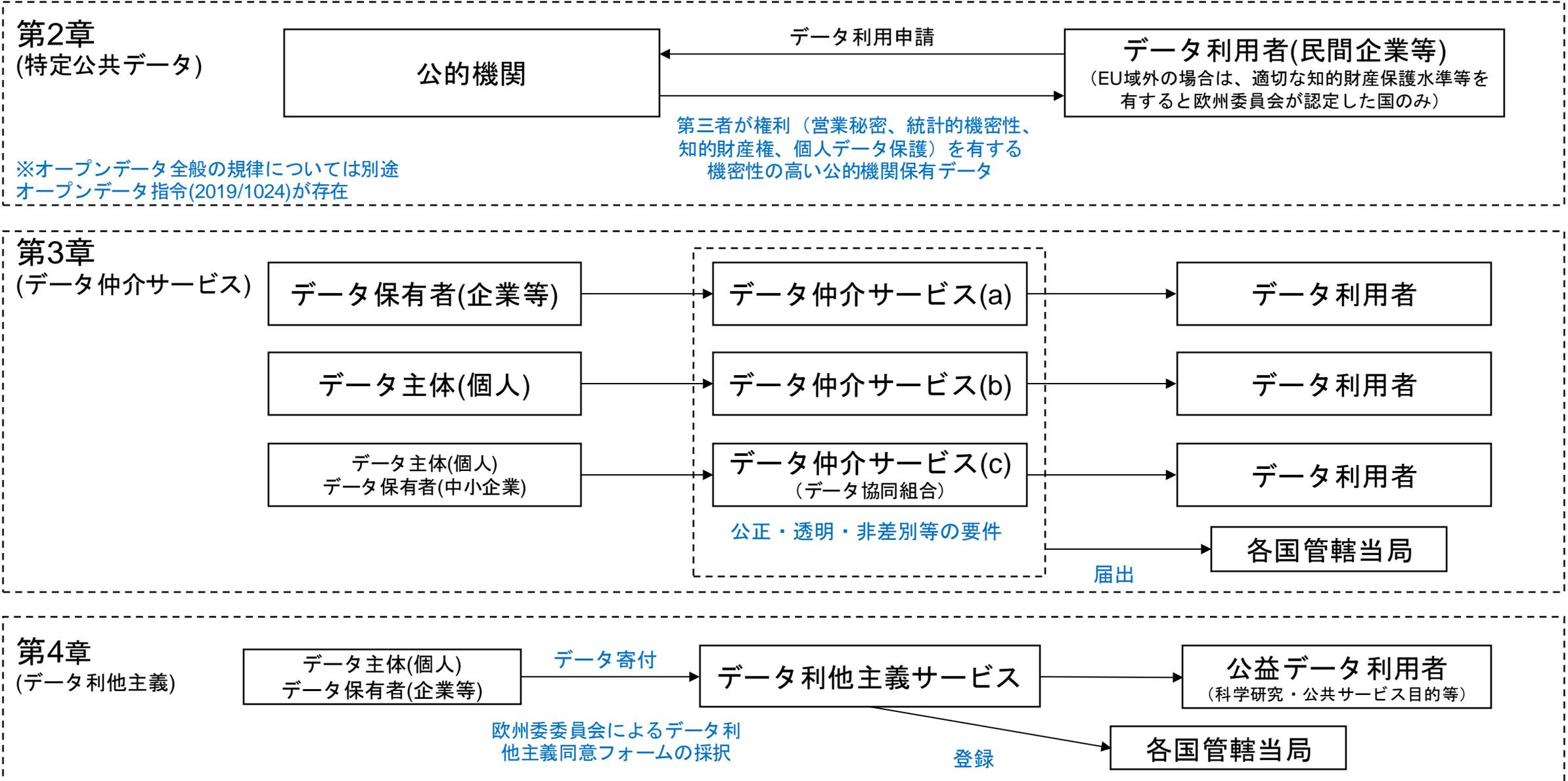
[Regulation \(EU\) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation \(EU\) 2018/1724 \(Data Governance Act\) \(Text with EEA relevance\)](#)

- 第1章：一般規定
- **第2章：公的部門が保有する特定カテゴリの保護対象データの再利用**
- **第3章：データ仲介サービスに適用される要求**
- **第4章：データ利他主義（data altruism）**
- 第5章：管轄当局と手続規定
- 第6章：欧州データイノベーション会議
- 第7章：コミッティーと委任
- 第8章：最終規定

# データガバナンス法 各章の概要

- 第2章：第三者が権利（営業秘密、統計的機密性、知的財産権、個人データの保護）を有する**機密性の高い公的機関保有データの二次利用**を可能とするための枠組（オープンデータ指令の補完）
- 第3章：以下の3つの「**データ仲介サービス（data intermediation services）**提供者」に関する信頼性を向上させるための、規律枠組の創設（他サービスからの事業分離、公正・透明性、安全性、事業継続性、データ主体の利益保護、ログ保存等）→[登録データ仲介サービスのリスト](#)
  - **データ保有者によるデータ利用者へのデータ提供支援サービス**（二者間・多者間のデータ交換や共同利用を支援するPF構築、データ保有者と利用者を繋ぐインフラ提供等を含む。所謂データ取引市場等）
  - **自らの個人データ等を提供する個人とデータ利用者を仲介するサービス**（GDPR権利行使支援を含む。所謂情報銀行やデータトラスト等）
  - **複数の個人や中小企業等が共同でデータ提供条件等の交渉を行うデータ協同組合（data cooperatives）**に関わるサービス
- 第4章：**企業・個人による公益のための自発的なデータ提供（データ利他主義、data altruism）**に基づくサービスの規律枠組創設と、欧州委員会による「欧州データ利他主義同意フォーム」の採択

# データガバナンス法 第2～4章の概観 (暫定版)



# データ仲介者の役割

このフレームワークは、大量のデータを管理することで高い市場支配力を持つビッグテック・プラットフォームのデータ処理慣行に代わるモデルを提供する。

実際には、**データ仲介者は、個人や企業とデータ利用者をつなぐ中立的な第三者として機能する。**データ仲介者は、当事者間のデータ共有を促進するために費用を請求することはできるが、仲介したデータを金銭的利益を得るために直接利用することはできない（例えば、データを他社に売却したり、データを基に自社製品を開発するために利用したりする）。データ仲介者は、この中立性を確保し、利益相反を回避するための厳格な要件を遵守しなければならない。実際には、データ仲介サービスとその他のサービスとの間に構造的な分離が必要であることを意味する（つまり、法的に分離されていなければならない）。また、仲介サービス提供のための商業的条件（価格設定を含む）は、潜在的なデータ保有者またはデータ利用者が他のサービスを利用しているかどうか依存すべきではない。取得したデータとメタデータは、データ仲介サービスを向上させるためにのみ使用できる。

データ仲介サービスのみを提供する独立組織も、他のサービスに加えてデータ仲介サービスを提供する企業も、信頼される仲介者として機能することができる。後者の場合、**データ仲介活動は他のデータサービスから法的にも経済的にも厳密に分離されなければならない。**

# データ仲介者の具体例

ドイツテレコムは、[データインテリジェンスハブ \(Data Intelligence Hub\)](#) により、企業がプロセスやバリューチェーン全体を最適化するために、例えば生産データなどの良質なデータを安全に管理、提供、収益化できるデータ市場を提供している。テレコムは中立的な管理者の役割を担い、分散型データ管理を通じてデータ主権を保証する。現在、100社以上の企業から1,000人以上のユーザーがこのプラットフォームで活動している。

[DAWEX](#)はフランスの企業で、自らを「グローバル・データ・マーケットプレイス」と表現している。DAWEXはデータを売買するのではなく、データの収益化や再利用に関心のある企業を集め、データ供給者と利用者がプラットフォーム上で直接コミュニケーションをとり、取引を行うことで、データ供給者と利用者間の透明性を促進している。DAWEXは、データ供給者と利用者の双方がデータについて理解し、評価し、コミュニケーションするための一連のツールを開発した。可視化ツール（ヒートマップ、ツリーマップなど）は、データ利用者に完全なデータセットに関するさまざまな情報を提供し、取引が完了する前に安全に共有することができる。サンプリングツールは、アルゴリズムに基づいて代表的なデータサンプルを自動的に生成し、バイアスを回避する。データユーザーとデータサプライヤーは、プラットフォームに組み込まれたメッセージングツールを使って通信する。さらにDAWEXは、自動生成可能なモデル条件によって契約交渉をサポートする。

[API-AGRO](#)は、DAWEXテクノロジーを利用した農業データ共有ハブである。このテクノロジーは、多数のアクターと中立的な仲介者（Api-Agroプラットフォーム）が関与する農業エコシステムを促進し、仲介の役割とデータ利用に関連するその他の活動を明確に分離している。API-ARGOはデータを収益化するのではなく、データ保有者とデータ利用者をつなぐ中立的な第三者として機能する。

# 小括：データ活用法の主要な特徴

- データの活用・アクセスに焦点を当てた法制群
- GDPRの規定は遵守を前提に、個人データと非個人データ、自然人と法人のデータ活用・アクセスを一括で規定する
- データの一次利用（発生源利用）と二次利用（公益利用等）
- 中立的なデータ仲介サービスの位置付け
- サイバーフィジカル融合（リアル空間データ）への着目
- 「オーナーシップからアクセスへ」

# データ法の立法背景についての補遺

1. 2017年1月「欧州データ経済の構築」
2. 2018年4月「共通欧州データスペースに向けて」
3. 2020年2月「欧州データ戦略」

# 「データ法」 2020年2月時点の構想

- 2020年2月の「欧州データ戦略」において提示された「**データ法**」構想の概要は以下の通り。当初2021年末に法案が公表される予定だったが、2022年2月にずれ込んで公表。

- **B2Gデータ共有**に関するHLEGレポートに含まれる推奨事項に照らして、公共の利益のために企業と政府間のデータ共有を促進する。
- **B2Bデータの共有**をサポートする。特に、共同契約で規定されている共同生成データ（産業環境でのIoTデータなど）の使用権に関連する問題に対処する。委員会はまた、データ共有を妨げている既存のハードルを特定して対処し、データの責任ある使用（法的責任など）のルールを明確にするよう努める。一般原則は、自発的なデータ共有を促進することであるべきである。
- 特定の状況における、公正・透明・合理的・比例的、非差別的な条件での、**データアクセスの強制**。  
（脚注：データアクセス権はセクター固有の必要があり、競争法では解決できない、当該セクターの市場の失敗が特定されている/予測できる場合にのみ付与される。データアクセス権の範囲は、データ保有者の正当な利益を考慮に入れ、法的枠組みを尊重する必要がある。）
- GDPR20条に基づく**個人のポータビリティ権の強化**、特に機械生成データにアクセスして使用できるユーザーをより細かく制御できるようにする。たとえば、リアルタイムのデータアクセスやマシンの作成に関するインターフェースの厳しい要件や、特定の製品やサービス（スマート家電やウェアラブルからのデータ等）からのデータに強制される読み取り可能なフォーマットの設定など。

# 1. 2017年1月「欧州データ経済の構築」

- 同文書では、特に匿名の機械生成データ（machine-generated data）へのアクセスを促進するために取り得る政策オプションとして、「3. データへのアクセスと移転」において以下の6点を挙げ、ステイクホルダーの意見とエビデンス収集を進めるものとした。
  - ①企業のデータ共有の誘引付けに関するガイダンス
  - ②信頼できるデータの識別と交換の技術手段開発促進
  - ③デフォルト契約ルール（立法）
  - ④公益および科学的目的のためのアクセス枠組
  - ⑤データプロデューサーの権利（data producer's right）
  - ⑥対価に基づくFRAND条件でのアクセス

# 1. 2017年1月「欧州データ経済の構築」

- ①企業のデータ共有の誘引付けに関するガイダンス

異なる国内規制の影響を緩和し、企業の法的確実性を高めるため、欧州委員会は、契約において非個人データのコントロール権にどのように対処すべきかについてのガイダンスを発行しうる。このガイダンスは、既存の法律、特にEUのマーケティングおよび消費者法によって定められた透明性と公正性の要件、営業秘密指令、著作権法、そしてとりわけデータベース指令に基づくものとなる。欧州委員会は、2017年にデータベース指令の評価を開始する予定である。

- ②信頼できるデータの識別と交換の技術手段開発促進

市場におけるデータの真の管理には、データのトレーサビリティと明確な識別が前提条件となる。データの信頼性の高い、また、可能な限り標準化されたプロトコルの定義は、システムへの信頼を構築するために必要となる場合がある。アプリケーションプログラミングインターフェース（API）は、企業が保有するデータに関心を持つアプリケーションおよびアルゴリズム開発者のエコシステムの構築も促進する。APIは、企業や公共機関が保有するデータのさまざまな再利用を特定し、そこから利益を得ることを支援する。このことを踏まえ、企業や公共機関向けのベストプラクティスの特定と普及を含む技術的ガイダンスを通じて、オープンで標準化され、文書化されたAPIのより広範な利用を検討することが考えられる。これには、機械で読み取り可能なフォーマットでのデータの利用や、関連メタデータの提供などが含まれる。

# 1. 2017年1月「欧州データ経済の構築」

- ③デフォルト契約ルール：データ契約への法的介入

デフォルトのルールは、不公正契約条項指令の全体的な機能に関する継続的なフィットネスチェックも考慮に入れ、データに関連する契約のベンチマークとなるバランスの取れた解決策を記述しうる。それらは、B2B契約関係に不公正対策を導入することと組み合わせることがありえ、その結果、デフォルトのルールから過度に逸脱する契約条項が無効になる。それらは、利害関係者によって設計された一連の推奨される標準契約条件によって補完することもできる。このアプローチは、中小企業の法的障壁を低くし、交渉の立場の不均衡を減らしながら、契約の自由を大幅に高めることができる。

- ④公益および科学的目的のためのアクセス枠組：B2G・研究目的アクセス拡大

公共の利益および科学的目的のためのアクセス。例えば、統計局によるビジネスデータへのアクセスや、自家用車からのリアルタイムデータに基づく交通管理システムの最適化など、「一般的な利益」のためになり、公共部門の機能を大幅に向上させることができる場合、公的機関にデータへのアクセスを認めることがあり得る。統計局によるビジネスデータへのアクセスは、通常、経済事業者の統計報告の負担を軽減することに貢献する。同様に、医学、社会科学、環境科学などの分野における科学研究には、異なるソースからのデータへのアクセスとデータを組み合わせる能力が不可欠である。

# 1. 2017年1月「欧州データ経済の構築」

- ⑤データプロデューサーの権利：機械生成データ生成者に対する新たな権利の付与

非個人データの使用及び使用を許可する権利は、「データプロデューサー」、つまり、デバイスの所有者または長期ユーザー（つまり借り手）に付与され得る。このアプローチは、ユーザーが自らのデータを利用する可能性を開き、それによって機械生成データのロックを解除することに貢献することで、法的状況を明確にし、データ作成者により多くの選択肢を与えることを目的とする。ただし、関連する例外は明確に指定する必要がある。特に、交通管理や環境上の理由から、製造業者または公的機関によるデータへの非独占的なアクセスの提供は必要である。

- ⑥対価に基づくFRAND条件でのアクセス

報酬を伴うアクセス：メーカー、サービスプロバイダー、その他の当事者などのデータ保有者が、匿名化後に保有するデータへのアクセスを有償で提供するための枠組みが、公正、妥当かつ非差別的（FRAND）条件などの特定の主要原則に基づいて開発される可能性がある。関連する正当な利益、および企業秘密を保護する必要性も考慮する必要がある。また、各業界の特性を考慮するために、異なるセクターおよび／またはビジネスモデル向けの異なるアクセスレジームの検討も想定される。

# 「データプロデューサーの権利」に対する ステイクホルダーの反応

- 「多くのステイクホルダーが会議やワークショップで、B2Bデータ共有における重要な問題は、どの主体がデータの「オーナーシップの地位 (ownership title) 」を持つかではなく、アクセスがどのように構成されているか (how access is organized) であるとコメントした。欧州政治戦略センターからの論文と学界から受け取った意見は、この見解を強く支持していた。どちらも、データの財産権 (property rights on data) の創設に向けて取り組むことと、データアクセスをさらに開放することに取り組むこととの間に、政策の選択肢が必要であると主張した。」
  - 「総じて、回答者は、データ保有者に公正、妥当かつ非差別的 (FRAND) 条件で特定のデータをライセンスする義務を課すことについて、かなり好意的な見方をしている。一方で、回答者の3分の1 (特にデータ保有企業) は、この解決策について強い懸念を表明している。」
- (「欧州データ経済の構築」[コンサルテーション・レポート](#) (2017/9) より、下線報告者)

参考：データ法前文(6)「自発的な合意に基づくデータ共有や、EU企業によるデータ主導の価値創造の開発など、データの重要な経済的利益を実現するためには、データのアクセスおよび利用に関する排他的権利を付与するよりも、アクセスおよび利用に関する権利の付与に関する一般的なアプローチが望ましい。本規則は、関連する部門の特定の状況に対処する欧州連合法または国内法が従う可能性のある水平的な規則を規定している。」

# 1. 2017年1月「欧州データ経済の構築」

- この他、「4. 責任」ではIoTや自動・コネクテッドシステムに関する製造物責任指令等の見直し（→**2024年成立改正製造物責任指令**）、「5. ポータビリティ、インターオペラビリティ、標準」ではB2B関係におけるデータポータビリティの論点が提示され、同時に公表された「**非個人データのEU域内自由流通枠組規則**」案においてクラウドサービスのビジネスユーザーのデータポータビリティ（スイッチング）の導入が提案され、2018年11月に成立している。
- 同規則のポータビリティは法的拘束力までは踏み込まず、欧州委員会が主導して自主規制ルールの構築と実装に取り組むことが明記されるにとどまるが、規則の提案と合わせ、欧州委員会が主導するマルチステイクホルダーグループでの契約的・技術的側面の具体化が進められている。→**評価の結果、データ法第6章のハードローへ**

# 参考：非個人データのEU域内自由流通枠組規則 (2018年成立)

- GDPRの対象とならない「非個人データ」の域内自由流通を促すために策定。プロバイダ（データ保存や処理サービス提供者）がEU域内に設立されているかに関わらず、域内ユーザーにサービスを提供する場合や、域内に拠点を有する場合に適用

本規則の適用対象となる「データ」の定義（第3条第1項）：  
「EU一般データ保護規則第4条第1項に定義される個人データ**以外**のデータ」

## ①データローカライゼーション規制の原則禁止

- データローカライゼーションを「データ保存やその他の処理の場所を特定の加盟国の領土内とするよう義務付けたり、他の加盟国内でのデータ保存やその他の処理を妨げる、加盟国のあらゆる法令または行政規定」と定義（第1条第5項）
- 公共の安全（public safety）を理由とする以外のデータローカライゼーション規制は禁止（第4条第1項）
- 新しくデータローカライゼーションに関わる法規制を作るときや既存法制の欧州委への通知、一般公表義務（第4条第2項）
- データローカライゼーション法が禁止されて域内の他国にデータが置かれても、各国の法執行機関等がそれにアクセスできることを保証（第5条）

## ②データポータビリティ（porting of data）

- 「欧州委員会は、プロバイダーのスイッチを促進するための欧州連合レベルでのベストプラクティスに関するガイドラインを定義し、プロフェッショナル・ユーザーに十分詳細で明瞭かつ透明な情報を提供するために、欧州連合レベルでの自主規制行動規範の策定を促進するものとする」（第6条第1項）
- 当該行動規範に含まれるべき事項としては、
  - ✓ 別のプロバイダにスイッチしたり、自らのITシステムにデータを取り戻す際に適用される技術要求（データフォーマットやサポート）、期間、料金等（同a号）
  - ✓ ユーザーがデータを切り替えたり移植（port）するのに十分な時間を許す、構造化された、一般的に使用される、機械可読な形式でデータをスイッチまたは移植する運用上の要件（同b号）
- 「欧州委員会は、当該行動規範が本規則適用開始1年以内に効果的に実施されるよう、プロバイダを促すものとする。」（同2項）

## 2. 2018年4月「共通欧州データ空間に向けて」

- 2017年文書の検討事項を具体化する形で、G2BとB2B/B2Gの2パートからなるデータ政策の方向性と具体策を提示。
- まず、G2Bの「データ駆動型イノベーションのサービスにおける公的及び公的資金によるデータ」については、加盟国の公的機関が保有する情報の再利用促進（非差別提供、対価は費用回収のみ等）を定めた「公共セクター情報の再利用指令（PSI指令）」を改正する形で「**オープンデータと公共セクター情報の再利用指令（通称オープンデータ指令）**」を提案し、同指令案は2019年6月に成立・発効している。

## 参考：オープンデータ指令（2019年成立）

- ①「高価値データセット」の分野指定
  - 「無料で、機会可読な形で、API及び適切な場合にはバルクダウンロードで」提供される高価値データセットを欧州委員会の実施法令により指定
  - 分野は付属文書で「地理、地球観測・環境、気象、統計、企業・企業所有、モビリティ」を指定（委任法令により変更可能）
- ②データ提供の対価は原則として無料とし、例外も厳格化
- ③適用対象の拡大
  - ユーティリティ・運輸分野の公共事業体（public undertakings）：透明な条件と非差別提供、排他契約制限が適用（高価値データセット指定の対象にもなる）
  - 公的支援を受けた研究データ：レポジトリに既に公開されたデータが対象。加盟国は研究データの利用可能性を支援するオープンアクセスポリシーを採択する義務（「オープン・バイ・デフォルト」原則、FAIR(findable, accessible, interoperable and re-usable)原則、`as open as possible, as closed as necessary`原則の導入）

## 2. 2018年4月「共通欧州データ空間に向けて」

- 次に、「B2B (Business to Business) データ共有」と「B2G (Business to Government) データ共有」の「欧州におけるイノベーションと競争力の主要な推進力としての民間部門のデータ」については、附属文書として、B2B/B2Gそれぞれのデータ共有を進める上で重視されるべき原則群を提示。
- ※B2Gデータ共有とは、感染症対策を含む（法執行以外の）様々な公益のために、民間企業が保有するデータを公的機関等に提供する施策を指す。

欧州委員会は、企業と公共部門との間のデータ共有を調査している。公共部門の組織は、相当数のパイロットを実施することで、政策決定を導いたり、公共サービスを改善するために、データ分析の可能性を評価することを開始している。通信事業者、オンラインプラットフォーム、自動車メーカー、小売業者、ソーシャルメディアなどの企業が保持するデータは、この文脈に非常に関連する。その使用は、例えば、感染症の流行 (epidemics) へのよりの的を絞った対応、より良い都市計画、交通安全と交通管理の改善、さらにはより良い環境保護、市場監視または消費者保護につながる。（「共通欧州データ空間に向けて」より抜粋）

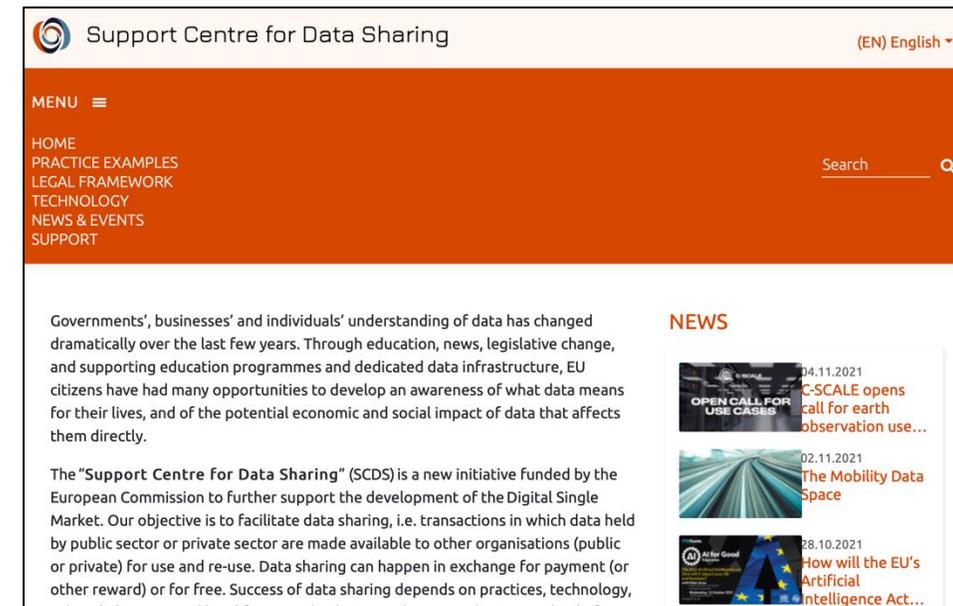
## 2. 2018年4月「共通欧州データ空間に向けて」 B2Bデータ共有の原則

- a) **透明性**：関連する契約上の合意は、透明で理解可能な方法で特定する必要がある。(i) 製品またはサービスが生成するデータ、当該データのタイプ、および詳細レベルにアクセスできる個人または主体。(ii) 当該データを使用する目的。
- b) **共有価値の創造**：関連する契約上の合意は、データが製品またはサービスの使用の副産物として生成される場合、複数の関係者がデータの作成に貢献したことを認識する必要がある。
- c) **相互の商業的利益の尊重**：関連する契約合意は、データ保有者とデータユーザーの商業的利益と秘密の両方を保護する必要性に対処する必要がある。
- d) **歪みのない競争の確保**：関連する契約上の合意は、商業的に重要なデータを交換する際に歪みのない競争を確保する必要性に対処する必要がある。
- e) **最小限のデータロックイン**：副産物としてデータを生成する製品またはサービスを提供する企業は、データのポータビリティを可能な限り許可し、有効にする必要がある。また、可能な場合、事業を展開する市場の特性に合わせて、データ転送を含む製品またはサービスに加えて、データ転送を伴わない、または制限して同じ製品またはサービスを提供することも検討する必要がある。

# 参考：データ共有支援センター

- データ共有の促進を目的に欧州委員会の資金で設立。各分野のデータ共有実践や契約条項の収集・分析、モデル契約条項の作成等を行う
- →2022年「[データスペース支援センター](#)」に改組

データ共有支援センター（Support Centre for Data Sharing, SCDS）は、デジタル単一市場の発展をさらに支援するために、欧州委員会が資金提供している新しい取り組みである。私たちの目的は、データ共有、つまり、公共部門または民間部門が保有するデータを、他の組織（公共または民間）が使用および再利用できるようにする取引を支援することである。データ共有は、支払い（またはその他の報酬）と引き換えに行われることもある。…SCDSでは、データ共有の慣行、EUの法的枠組み、新規モデルや法的・技術的課題を示唆するアクセス・流通技術についての研究、文書化、報告に重点を置いている。このウェブサイトを通じて、ツールや技術的専門知識の収集、開発、普及を行い、データ取引の実践的なサポートを提供している。



<https://eudatasharing.eu>

## 2. 2018年4月「共通欧州データ空間に向けて」 B2Gデータ共有の原則（1/2）

- 1. 民間部門データの使用における比例性**：再利用のための優先条件の下での民間部門データの提供の要求は、明確で実証可能な公共の利益によって正当化されるべきである。民間部門のデータの要求は、意図された公益目的に適切かつ関連性があり、詳細性、関連性、およびデータ保護の点で比例している必要がある。民間部門のデータの提供と再利用に必要なコストと労力は、期待される公共の利益と比較して妥当なものでなければならない。
- 2. 目的の制限**：B2Gのコラボレーションを確立する契約条項で可能な限り明確に指定される1つまたは複数の目的のために、民間部門データの使用を明確に制限する必要がある。それには、これらデータの使用期間の制限が含まれる場合がある。民間企業は、取得したデータが無関係な行政手続きや司法手続きに使用されないという具体的な保証を受ける必要がある。欧州統計システムの統計的機密性を規定する厳格な法的および倫理的規定は、この点に関するモデルとして役立つ。
- 3. 「危害を加えない（"Do no Harm"）」**：B2Gデータのコラボレーションでは、正当な利益、特に営業秘密やその他商業的に機密な情報の保護が尊重されるようにする必要がある。B2Gデータのコラボレーションにより、企業は、他の利害関係者との関係において、当該データから得られた洞察の収益化を許されるべきである。

## 2. 2018年4月「共通欧州データ空間に向けて」 B2Gデータ共有の原則（2/2）

4. **データ再利用の条件**：B2Gデータコラボレーション協定は、公共団体を他の顧客よりも優遇することにより公共の利益の目標を認めながら、相互に利益をもたらすことを目指す必要がある。これは特に合意された補償のレベルに反映されるべきであり、そのレベルは追求される公益目的にリンクされる可能性がある。同じ機能を実行する同じ公的機関が関与するB2Gデータコラボレーション契約は、被差別な方法で取り扱われるべきである。B2Gデータコラボレーション協定は、調査などの他のタイプのデータ収集の必要性を減らす必要がある。これにより、市民と企業の全体的な負担が軽減される。
5. **民間部門データの制約を緩和する**：潜在的な固有のバイアスを含む、民間部門のデータの潜在的な制約に対処するために、データを提供する企業は、規定された目的のために、必要に応じて、データの監査または検証の可能性を含め、合理的かつ比例した支援を提供するべきである。当該データの品質を改善するように企業に要求するべきではない。さらに、公共機関は、さまざまなソースからのデータが「選択バイアス」の可能性を回避するような方法で処理されるようにする必要がある。
6. **透明性と社会参加**：B2Gコラボレーションは、合意の当事者とその目的について透明であるべきである。データの機密性を損なうことがない限り、B2Gコラボレーションに関する公的機関の洞察とベストプラクティスを公表する必要がある。

# 参考：加盟国B2Gデータ共有法制の例

フランスでは、デジタル共和国法により、公共部門が一般的な関心のある特定の（民間部門の）データにアクセスすることが認められている。この法律では、一般的な利益となるデータ（données d'intérêt general, data of general interest）を以下のように考えている。

- 私人が保有しているが公的機関にリンクしているデータ（例：公共調達や公設民営に関するデータ、公設民営契約の履行中に作成されたデータ、公的補助金に関するデータ）、および
- 公式統計に必要なデータ

フィンランドでは、フィンランド森林法により、森林所有者は森林の管理に関連する情報（森林の利用、損害、自然管理、森林の特徴など）を公共部門と共有することが義務付けられている。

さらに、英国のデジタル経済法は、英国の統計当局に対し、民間部門の新しいデータソースへのアクセス権と、これらのソースがデータやその収集・処理方法を変更する際に相談を受ける権利を与えている。

[Towards a European strategy on business-to-government data sharing for the public interest , Final report prepared by High-Level Expert Group on Business-to-Government Data Sharing, 2020.](#)